

令和3(2021)年度 栃木県育英会月額貸与奨学生(大学等)募集要項

〔募集期間 令和2(2020)年10月1日(木)～令和2(2020)年11月13日(金)〕

公益財団法人栃木県育英会

- 奨学金は貸与です。卒業後返還することになります。その返還金は、すべて後輩の奨学金として活用される仕組みになっています。
- 奨学金を希望する人は、出願資格、返還方法を十分理解の上、申し込んでください。

1 奨学金の種類

名称	対象者
一般奨学金	大学・短大の1年次又は修業年限2年以上の専修学校専門課程の1学年に進学予定の人
青木誓雄・栗田口重平奨学金 (青木奨学金と略します)	① 大学医学部医学科の1年次に進学予定の人(青木奨学金(医)と略します。 ② 大学(医学部医学科及び短大を除く。)の1年次に進学予定の人(青木奨学金(大学)と略します。)

2 出願資格

- 令和3(2021)年3月卒業見込の高等学校等在学学生又は申込時において高等学校等卒業後2年内の人で、令和3(2021)年度に大学・短大の1年次又は修業年限2年以上の専修学校専門課程の1学年(青木奨学金(医)の出願者については、大学医学部医学科の1年次、青木奨学金(大学)の出願者については、大学(医学部医学科及び短大を除く。)の1年次)に入学を希望する人
- 保護者(父母)又はこれに代わる人が栃木県内に住所を有する人
- 学習活動その他の品行が正しく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある人
- 出身校又は在学校における全学年を通じた学習成績評定平均値が、5段階評価で3.0以上(※1)(青木奨学金(医)の出願者については4.0以上、青木奨学金(大学)の出願者については、4.7以上)である人
- 本人の属する世帯で、父母又はこれに代わって家計を支えている人の令和元(2019)年中の認定所得金額(注1)が、別表第3の収入基準額以下である人(※2)

(※1) 今年度から成績要件が緩和されました。

緩和後	緩和前
5段階評価で、 3.0以上	5段階評価で、 3.5以上

注) 出身校又は在学校における全学年を通じた学習成績評定平均値

(※2) 昨年度から所得要件が緩和されました。(注2)

A <収入の上限額の目安>

世帯人数	給与所得者(会社員等)(注3)
3人	1,009万円(緩和前658万円)
4人	1,100万円(緩和前682万円)
5人	1,300万円(緩和前697万円)

B <所得の上限額の目安>

世帯人数	給与所得者以外(自営業等)(注4)
3人	601万円(緩和前286万円)
4人	692万円(緩和前303万円)
5人	892万円(緩和前313万円)

注1) 父母又はこれに代わって家計を支えている人の総収入金額(給与所得の場合は別表第1の「給与所得者の所得額の計算式」により求めた所得額、給与所得以外の場合は収入金額から必要経費(売上原価、営業経費)を差し引いた金額)から別表第2の特別控除額を差し引いた金額

注2) 青木奨学金は、従前の基準(変更なし)

注3) 所得証明書等における収入金額(控除前)

注4) 所得証明書等における所得金額

- 本会以外の機関(日本学生支援機構、市町等)の奨学金等の貸与を受けない人。ただし、交通遺児育英会奨学金及びあしなが育英会奨学金に限っては、重複して貸与を受けることが可能です。

3 貸与額、貸与人員及び貸与期間

予算の範囲内で対応します。

〈参考〉令和2(2020)年度貸与額等

区分	一般奨学金(無利子)		青木奨学金(無利子)	
	自宅通学	自宅外通学	医学部医学科	大学
貸与月額	30,000円	38,000円	100,000円	50,000円
採用人員枠	110名		1名	2名
貸与期間	正規の最短修業年限			

注1) 貸与は、足利銀行の本人名義の口座に3ヶ月分をまとめて年4回振り込みます。

注2) 一般奨学金と青木奨学金との併用はできませんが、入学一時金との併用は可能です。

4 返 還

区 分	卒業後の据置期間	返 還 期 間	返 還 方 法
一 般 奨 学 金	6 ヶ 月	貸与した期間の2倍の期間内	年賦又は半年賦による均等払 (足利銀行口座から自動振替)
青 木 奨 学 金	1 年 6 ヶ 月	貸与した期間の3倍の期間内	

注) 奨学金は無利子ですが、返還が遅滞した場合は、延滞金(年3%)がかかります。

5 提出書類(各1部)

- (1) 奨学生願書(本会指定の様式によるもの。高等学校等の長の推薦書付)
- (2) 調 査 書(在学又は卒業した高等学校等の長が作成したもの)
- (3) 所得証明書又は課税証明書の原本(市町長発行の証明書・令和元(2019)年中の所得)

注) 所得証明書(又は課税証明書)は、次の例にしたがって証明を受けてください。

- ア 両親がいる世帯の場合 → 父と母の2人の所得
- イ 父母に代わる人が家計を支えている世帯の場合 → その人の所得
- ウ 母子又は父子世帯の場合 → 母又は父の所得

- ◎ 当会入学一時金奨学生に同時に申込するときは、調査書及び所得証明書(又は課税証明書)の原本については、いずれかに1部添付すれば、他の願書には添付不要です。その場合は、願書の同時申込状況欄に○を付けてください。
- ◎ 記入漏れ、添付書類の不備等がないように、よく確かめてから提出してください。

6 書類の提出先及び提出期限

公益財団法人栃木県育英会事務局 令和2(2020)年11月13日(金) 必着 厳守
 〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20(栃木県庁舎西別館3階)
 ☎028-623-3459
 ※ 不明な点がありましたら、事務局へお問合せください。

7 選考及び採用決定等

- (1) 学習成績・所得の状況をもとに選考委員会において選考し、令和2(2020)年12月中旬までにその結果を本人及び高等学校等の長に通知します。申込者が多い場合、出願資格を満たしても内定者とならないことがあります。
- (2) 内定者は、進学先が決定した後に必要な手続きを行い、理事長が採用を決定します。採用の決定に際し、連帯保証人2名(うち1名は父母又は後見人、他の1名は別世帯の人)が必要です。

8 その他

申込書類は、県内の各高等学校・市町教育委員会事務局・県教育事務所・県民プラザ及び県民相談室等に置いてあります。
 また、当会ホームページからも申込書類のダウンロード(※)が可能です。
 ※ダウンロードした願書を印刷する紙は、白のプリンター用紙、片面印刷で構いません。

別表第1

◎ 給与所得者の所得額の計算式

父母双方が給与所得者の場合、主たる家計支持者(収入金額が多い方)の収入金額には給与所得計算式(A)を適用し、従たる家計支持者(収入金額が少ない方)の収入金額には所得税法上の算定式(B)を適用します。父母一方のみが給与所得者の場合は、(A)を適用します。

区 分	収入金額の多寡	適用する表
家計支持者 ①	① ≥ ②	(A)の表を適用
家計支持者 ②		(B)の表を適用

給与所得計算式(A)

年間収入金額(万円未満切捨て)	所 得 額(万円未満切捨て)
267万円以下	0円
268万円以上400万円以下	収入金額×0.8-214万円
401万円以上781万円以下	収入金額×0.7-174万円
782万円以上	収入金額-408万円

給与所得計算式(B)

年間収入金額(万円未満切捨て)	所 得 額(万円未満切捨て)
65万円以下	0円
66万円以上163万円以下	収入金額-65万円
164万円以上180万円以下	収入金額×0.6
181万円以上360万円以下	収入金額×0.7-18万円
361万円以上660万円以下	収入金額×0.8-54万円
661万円以上1,000万円以下	収入金額×0.9-120万円
1,001万円以上1,500万円以下	収入金額×0.95-170万円
1,501万円以上	収入金額-245万円

注) 給与所得以外の所得額については、収入金額から必要経費(売上原価や営業経費等)を差し引いた金額となります(万円未満切捨て)。

特 別 控 除 額 表

控 除 の 事 由	特 別 控 除 額				
① 母子・父子世帯の場合	99万円				
② 就学者のいる世帯の場合 〔児童・生徒・学生1人につき控除できる。 ただし、出願者本人は含まず、⑦を適用する。〕	区 分		自宅通学	自宅外通学	
	小 学 校		31万円		
	中 学 校		46万円		
	高等学校		国・公立	39万円	69万円
			私 立	88万円	118万円
	高等 専門 学校	国・公立	1～3年次	39万円	69万円
			4・5年次	43万円	72万円
		私 立	1～3年次	88万円	118万円
			4・5年次	87万円	116万円
	大 学		国・公立	74万円	121万円
			私 立	133万円	180万円
専修 学校	高等課程	国・公立	39万円	69万円	
		私 立	88万円	118万円	
	専門課程	国・公立	36万円	81万円	
		私 立	102万円	147万円	
③ 障害者のいる世帯の場合	障害者1人につき			99万円	
④ 長期療養者のいる世帯の場合	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				
⑤ 主たる家計支持者が別居している世帯の場合	別居のため特別に支出している金額。ただし、71万円を限度とする。				
⑥ 火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯の場合	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたり支出増又は収入減になると認められる年間金額				
⑦ 本人を対象とする控除				74万円	

注) 1 控除の事由に2つ以上該当するときは、その特別控除額を併せて控除できます。

2 就学者控除の特例

出願者本人を含む子ども（就学者、就学前の子）が2人を超える世帯については、出願者本人に係る特別控除額に50万円を加えた額（124万円）に、その超える人数を乗じた額をさらに控除できます。

（例）子ども3人の場合 → $[124万円 \times (3人 - 2人)] = 124万円$ の控除

収 入 基 準 額 表

世帯人数	収 入 基 準 額 （ 円 ）	
	一 般 奨 学 金	青 木 奨 学 金
1人	2,860,000	2,085,000
2人	4,550,000	2,970,000
3人	5,270,000	3,180,000
4人	5,720,000	3,435,000
5人	6,170,000	3,585,000
6人	6,500,000	3,750,000
7人	6,770,000	3,930,000
7人を超える場合	人数が1人増すごとに270,000円を、世帯人数7人の収入基準額（6,770,000円）に加算	人数が1人増すごとに180,000円を、世帯人数7人の収入基準額（3,930,000円）に加算

注) 認定所得金額は、次により計算します。

認定所得金額 = (別表第1で求めた所得額) - (別表第2の控除額)

